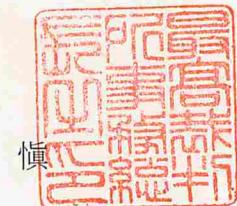


最高裁秘書第655号

令和3年3月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様



最高裁判所事務総長 中村 慎

司法行政文書開示通知書

令和3年2月6日付け（同月8日受付、第020920号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成2年10月16日付け最高裁判所事務総局民事局長書簡（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成2年10月16日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局

民事局長 今井 功

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民事保全法及び民事保全規則が制定され、平成3年1月1日から施行されることになりましたが、民事保全法の下における執行官が行う占有移転禁止の仮処分の公示の方法及び公示書の様式については、別紙に記載のとおりとすることを相当と考えます。

については、この旨を貴庁管内の監督官、監督補佐官及び執行官に周知させるようお取り計らいください。 敬具

(別紙)

1 民事保全法の下における占有移転禁止の仮処分の公示の意義

民事保全法は、占有移転禁止の仮処分の効力の整備及び拡張をし、仮処分の公示を仮処分の効力拡張の基礎とすることとした。

そのため、民事保全規則第44条第1項は、占有移転禁止の仮処分の公示方法について、「はく離しにくい方法による公示書の掲示その他相当の方法により、公示をしなければならない」と定め、公示を強化することとした。

2 占有移転禁止の仮処分の公示方法

(1) 従来の実務では、目的物が建物で屋内に公示する場合、紙の公示書をのり又はセロテープ、画びょう等により建物の壁等にちょう付する運用が見られたが、1の趣旨に照らすと、この場合の公示方法としては、公示書を透明ビニール等で製造されたファイルに入れてその周囲を閉じ、又は公示書をパウチフィルムで密封するなどして、公示書を露出しない状態にした上、これを粘着力の強い両面ガムテープ、接着剤、くぎ等で建物の壁等の見やすい場所にちょう付して掲示することが相当と考える。また、建物の状況によっては、木板等に公示内容を記載した公示板をくぎ等で打ちつけて固定することにより公示することも考えられる。

(2) 目的物が建物で屋外に公示する場合及び目的物が土地の場合

の公示については、原則として、従来の運用どおり公示内容を記載した木製、アクリル製等の公示札を木ぐいに打ちつけて立て、又は建物の外壁にくぎ、針金等で固定する方法によることで差し支えない。また、(1)に準じ、露出しない状態にした公示書を目的物に固定する方法をとってもよい。

3 公示書の様式

不動産に関する占有移転禁止の仮処分の公示書は、別紙様式又はこれに準じた様式による。

(別紙様式)

平成 年(執ハ)第 号

公示書

(事件番号) 平成 年()第 号

(債権者) 甲野 太郎

(債務者) 乙野 花子

標記の事件について、 裁判所がした仮処分決定に基づき、次のとおり公示する。

1 債務者は、下記の不動産の占有を他人に移転し、又は占有名義を変更することを禁止されている。

2 当職は、平成 年 月 日下記の不動産の債務者の占有を解いて、これを保管中である。

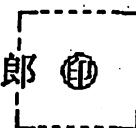
ただし、債務者に限り、使用を許した。(注1)

(注意) 下記の不動産の処分、公示書の損壊等をした者は、刑罰に処せられる。

平成 年 月 日(注2)

地方裁判所執行官

丙山 一郎



記

(不動産の表示)(注3)

(注)

1 不動産に関する占有移転禁止の仮処分には、債務者に目的物の使用を許す場合、債権者に目的物の使用を許す場合及び執行官保管のみの場合があるが、その区別を明らかにするため、債務者又は債権者に使用を許した場合には、その旨を記載する。

この様式は、基本型である債務者に目的物の使用を許す場合の様式であるので、「ただし、債務者に限り、使用を許した。」と記載してある。

債権者に使用を許す場合には、「ただし、債権者に限り、使用を許した。」と記載する。

執行官保管のみの場合には、ただし書の記載は不要である。

2 公示書の作成日が本文の2に記載した仮処分の執行日と同じである場合には、単に「同日」と記載してもよい。

3 不動産の表示は、下記の例のように目的物を他と識別できる程度に特定すれば足りる。

もっとも、このような記載の仕方では目的物の特定が不十分と思われる場合には、仮処分決定に記載された目的物の特定の方法に準じて記載する。

記

例1 目的物がマンション、アパート等の一室である場合

〇〇市今園町一丁目2番3号

今園ハイツ 201号室

例 2 目的物が一戸建ての建物の場合

○○市平成町一丁目 2 番 3 号

木造モルタル造瓦葺 2 階建 居宅